

小城市学校給食センター(仮称)改築事業

特定事業の選定

令和3年2月15日

小 城 市 教 育 委 員 会

目 次

I	事業概要	1
1	事業名称	1
2	公共施設の管理者	1
3	本事業の目的	1
4	本事業の基本方針	1
5	事業の内容	2
	(1) 施設概要	2
	(2) 事業方式	2
	(3) 契約形態	2
	(4) 建設形態	2
	(5) 事業期間	2
	(6) 事業の範囲	3
	(7) 事業者の収入	3
	(8) 事業スケジュール（予定）	4
II	DBOで実施することの客観的評価	5
1	本市の財政負担額見込額による定量的評価	5
	(1) 財政負担額算定の前提条件	5
	(2) 財政負担額の比較	6
2	選定事業者に移転されるリスクの検討	6
3	DBOにより実施することの定性的評価	6
	(1) 効率的な施設整備及び維持管理・運営の実施	6
	(2) 低廉かつ良質な給食の提供	6
4	総合評価	6

I 事業概要

1 事業名称

小城市学校給食センター（仮称）改築事業

2 公共施設の管理者

小城市長 江里口 秀次

3 本事業の目的

小城市の学校給食施設は、現在、センター方式が2か所、自校方式が2か所、親子方式が1か所で、全体で約4,200人分を調理している。このうち、3施設が竣工より30年以上が経過し、老朽化が著しく、将来的に学校給食を継続していく上で、運営に支障がでることが想定される。

小城市教育委員会では、平成19年度より「小城市学校給食審議会」を立ち上げ、新たな学校給食のあり方についての審議が重ねられ、過去3回の答申が出されてきた。小城市では、その答申を機軸に、小城市学校給食センター（仮称）（以下「本施設」という。）の改築に合わせ、芦刈給食センター以外の小城市学校給食センター、三日月小学校給食室、牛津小学校給食室及び砥川小学校給食室の集約化を図ることとした。

小城市学校給食センター（仮称）改築事業（以下「本事業」という。）は、小城市学校給食センターの整備・運営を行い、将来にわたって安心・安全な給食提供の実現を目的とするものである。

4 本事業の基本方針

基本理念1 安全で安心な学校給食の提供

基本方針1 食材については、地元産、県産、国産の順で調達するように心がけ、不必要な食品添加物が使用されていない安全性の確保されたものを選定する。

基本方針2 学校給食衛生管理基準を遵守し、調理環境の安全を守る。

基本方針3 食物アレルギー専用調理室を整備する。

基本理念2 健全な食生活ができるこどもたちの育成

基本方針1 栄養教諭又は学校栄養職員が各学校を訪問し、学校と連携して食に関する指導を行う。

基本方針2 生産者の協力を得て、地場産物を積極的に取り入れ児童・生徒及び園児の地元の食材に対する理解を深め、食べ物や生産者に感謝する気持ちを育てる。

基本理念3 学校給食の安定的な提供

基本方針1 老朽化した4調理場を1か所に集約化した整備・運営を行う。

基本方針2 長期的な視野に立ち、効率的で計画的な維持管理を行う。

基本方針3 運営にあたっては、民間事業者の技術を導入するなど業務の効率化を図る。

5 事業の内容

(1) 施設概要

- ・事業用地：佐賀県小城市三日月町長神田（仁俣）
- ・敷地面積：約 10,181 m²
- ・供給能力：4,500 食／日

(2) 事業方式

本事業における施設の整備・運営は、民間事業者の有する様々なノウハウを活用した設計建設運営一括発注方式（DBO 方式（Design：設計、Build：建設、Operate：運営））により実施するものとし、市は、本施設的设计・建設及び維持管理・運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

本施設的设计・建設（以下「施設整備業務」という。）は、設計監理業務と建設工事から構成される。設計監理業務は、本事業を実施する者として選定した企業グループ（以下「選定事業者」という。）を構成する企業（以下「事業者」という。）のうち、設計監理業務に当たる事業者又は、事業者が設計監理業務のために設立するコンソーシアムが行う。また、建設工事は、事業者が設立する特定建設工事共同事業体（以下「特定JV」という。）が行う。

また、本施設の維持管理・運営等に係る業務（以下「維持管理・運営業務」という。）は、選定事業者のうち、維持管理・運営業務に当たる事業者又は、事業者が本施設の維持管理・運営業務のために設立するコンソーシアムが、15年間の運営期間にわたって行う。

(3) 契約形態

市は、本事業について施設整備業務及び維持管理・運営業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本協定を選定事業者と、基本契約を基本協定締結後の選定事業者（以下、「事業予定者」という。）と締結する。更に、基本契約に基づき、設計企業と設計監理委託契約を、建設企業と工事請負契約を締結する。

また、市は基本契約に基づき、運営事業者と本事業に係る管理運営業務委託契約を締結する。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、後日公表する募集要項等（募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計監理委託契約書（案）、工事請負契約書（案）及び管理運営委託契約書（案）をいう。以下同じ。）において示す。

(4) 建設形態

ア 建設工事の形態は、「小城市建設工事共同企業体取扱要領」に準じた特定JVとする。ただし、他の企業が特定JVの下請けとして参加することは可能である。

イ 共同企業体の方式

(ア) 特定JVは、施工方式を構成企業が一体となって施工する共同施工方式とする。

(イ) 特定JVは制限付き自主結成とし、構成企業の数に2社とする。ただし、本事業において同時に2者以上の特定JVの構成企業になることはできない。

(ウ) 特定JVの構成企業の出資比率の最小限度は30パーセント以上とし、特定JVの代表者が出資比率は構成企業中で最大とする。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和20年8月31日までとする。

(6) 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、後日公表する募集要項等において示す。

① 施設整備業務

- (ア) 事前調査等業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設工事（厨房機器調達・設置を含む）
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 運営備品等調達業務
- (カ) 近隣対応・対策業務

② 維持管理・運營業務

- (ア) 開業準備業務
- (イ) 維持管理業務
 - a) 建物維持管理業務
 - b) 建築設備維持管理業務
 - c) 厨房機器維持管理業務
 - d) 外構等維持管理業務
 - e) 清掃業務
 - f) 警備業務
- (ウ) 運營業務
 - a) 日常の検収及び食材保管業務
 - b) 給食調理業務
 - c) 洗浄等業務
 - d) 配送及び回収業務
 - e) 配膳業務
 - f) 残渣等（調理屑・給食残べ残し）処理業務
 - g) 運営備品等更新業務
 - h) 配送車両調達・維持管理業務
 - i) 食育支援業務

※1 食器の調達、更新は、市が行う。

※2 配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

※3 パン・牛乳は、市より委託された業者から直接学校等へ搬入されるが、仕分については、本事業の運營業務の配膳業務に含む。

(7) 事業者の収入

市は、設計工事監理事業者及び建設請負事業者に給食センター施設整備に係る対価を支払い、運營業業者に維持管理・運営に係る対価を支払う。具体的な支払方法、支払時期については、後日公表する事業契約書（案）において示す。

なお、維持管理・運営に係る対価は、平準化して各年度同額の金額を支払うこととし、一定以上の給食数が増減する場合は変動料金を適用することを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、詳細については、事業契約書（案）において示す。

(8) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

内容	時期
事業本契約の締結	令和3年9月下旬以降
事業期間	事業契約締結日～令和20年8月31日
設計・建設期間	事業契約締結日～令和5年7月中旬
開業準備期間	令和5年7月中旬～令和5年8月末日
供用開始日	令和5年9月1日
維持管理・運営期間	令和5年9月1日～令和20年8月31日

II DBOで実施することの客観的評価

市の財政負担額見込額による定量的評価、事業者に移転されるリスクの検討及び定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

1 本市の財政負担額見込額による定量的評価

(1) 財政負担額算定の前提条件

本事業を DBO により実施する場合、又は市が自ら実施する場合の市の財政負担額を比較するにあたり、その前提条件を以下の通り設定した。

なお、これらの前提条件は、VFM (Value for Money) を算定する上で、市が独自に設定したものであり、提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

■VFM 検討の前提条件

項目	値	算定根拠
①割引率	1.21%	平成 17 年度から令和元年度の財務省の国債（10 年債）における表面利率及び GDP デフレーターを用いて設定
②リスク調整値	考慮していない	定量化が困難なため、リスク調整値は考慮していない。

■事業費等の算出方法

項目	市が自ら実施する場合の費用の項目	DBO により実施する場合の費用の項目	算出根拠
①設計・建設業務に係る費用	建設費 建設工事費 工事監理費	同左	○市が自ら実施する場合 設計・建設業務、維持管理・運営業務に係る費用について、類似施設実績等を勘案して設定
②維持管理・運営業務に係る費用	開業準備費 維持管理費 運営費	同左	○DBO により実施する場合 民間事業者による創意工夫の発揮により、一定割合のコスト縮減が実現するものとして設定
④資金調達に係る費用	一般財源 地方債 交付金	同左	○地方債 ・返済期間：25 年（据置 3 年） ・利率：近年実績を踏まえて設定 ○交付金 ・充当率は、近年実績を踏まえて設定
⑤その他の費用	設計業務確認検査費 建設業務確認検査費 業務委託確認検査費	利益配当 アドバイザー費 モニタリング費	○DBO により実施する場合 市の事業実施に必要な費用を計上

(2) 財政負担額の比較

上記の前提条件を基に、本事業を DBO により実施する場合、又は市が自ら実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した結果は、以下の通りである。ここでは、市が自ら実施する場合の公共の財政委負担額を 100 とし、DBO により実施する場合との比較を行う。

■財政負担額の比較

市が自ら実施する場合	DBO により実施する場合
100	91.3

■市が自ら実施する場合と DBO により実施する場合の VFM の値

項目	値	公表しない場合はその理由
①市が自ら実施する場合の財政支出額（現在価値ベース）	非公表	応募において、正当な競争が阻害されるおそれがあるため。
②DBO により実施する場合の財政支出額（現在価値ベース）	非公表	同上
③VFM（金額）（現在価値ベース）	非公表	同上
④VFM（割合）（現在価値ベース）	8.7%	—

2 選定事業者に移転されるリスクの検討

あらかじめ、市と民間事業者との間で役割分担や管理体制を適切に整備することにより、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、長期にわたって、事業目的が円滑かつ安定的に遂行され、効率的な施設運営が期待できる。

3 DBO により実施することの定性的評価

本事業を DBO により実施した場合、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) 効率的な施設整備及び維持管理・運営の実施

民間事業者に設計から建設、維持管理、運営の各業務を一括して性能発注することで、各業務を単体で発注する場合と比較して、供用開始後の維持管理・運営方法に即した民間事業者のノウハウや創意工夫を生かした施設整備が可能になることにより、利便性の高い施設を効率的に整備することができると期待できる。また、長期的な視点での施設のライフサイクルコストの縮減等が期待できる。

(2) 低廉かつ良質な給食の提供

民間事業者が有する運営ノウハウを活かすことで、低廉かつ良質なサービスを提供することが可能になり、市民等の満足度の向上が期待できる。

4 総合評価

本事業を DBO により実施することで、事業期間全体を通じた市の財政負担額（現在価値換算額）について、8.7%の縮減が期待できるとともに、定性的効果も期待することができる。

以上より、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI 法第 7 条に準じ、特定事業として選定する。